

総合的な T P P 等関連政策大綱改訂に係る基本方針（案）

令和元年 10 月 1 日
T P P 等総合対策本部決定

12 か国による「環太平洋パートナーシップ（T P P）協定」の大筋合意を受け、当本部において平成 27 年 11 月、「総合的な T P P 関連政策大綱」を決定した。その後、「日 E U 経済連携協定（E P A）」の大枠合意及び「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ（T P P 11）協定」の大筋合意も踏まえ、平成 29 年 11 月に同大綱を改訂した。

本年 9 月 25 日、我が国にとっての主要な貿易相手国である米国との、日米貿易協定の最終合意に至った。

T P P 11、日 E U・E P A 及び日米貿易協定により、我が国は、世界の G D P の 59%、貿易額 23 兆ドル、人口 13.4 億人の巨大な市場を構築することになる。

今般の最終合意を踏まえ、引き続き早期署名に向けて作業を進めるとともに、今回の合意内容や意義等について国民への説明を丁寧に行うほか、経済効果分析も含め、本協定の効果を最大限に活かすために必要な政策の検討に着手する。

具体的には、T P P 11、日 E U・E P A の発効後の動向も踏まえた政策を改めて体系的に整理し、本年秋を目途に、前回の決定から 2 年経過した「総合的な T P P 等関連政策大綱」を改訂することとする。

改訂にあたっては、政策大綱で明示した施策についての検証を行いつつ、下記の柱に沿って検討することとする。

- (1) 海外展開を押し進める日本企業・日本産品等による新たな市場開拓を促す
- (2) 各協定の効果を最大限活かし、国内産業の競争力を強化する
- (3) 強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、万全の施策を講ずる